(15)	千葉県いすみ市太東埼突端南南東三十海里の点
(16)	千葉県南房総市野島埼灯台正南十五海里の点
(17)	千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点
(18)	北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点

別表第十二（第八十八条関係）

（新設）

水産動植物	禁止区域
ひめうみがめ（その卵を含む。）	北緯六十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域
おさがめ（その卵を含む。）	北緯七十度の線以南、南緯五十度の線以北の海域
じゅごん	北緯三十度の線以南、南緯三十度の線以北の海域

別表第十三（第九十四条関係）

（新設）

鯨	禁止区域
しろながす鯨	赤道以北の太平洋の海域、赤道以北の大西洋の海域、赤道以北のインド洋の海域及び赤道以南の海域
ほっきょく鯨	北緯四十五度の線以北の海域
こく鯨	赤道以北の太平洋の海域
すなめり	北緯四十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域

別表第十四（第百一条関係）

（新設）

区域	成熟がにの雌雄の区分	期間
A海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第一号に掲げる海域をいう。）	雌がに	一月二十一日から十一月五日まで
	雄がに	三月二十一日から十一月五日まで
B海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第二号に掲げる海域をいう。）	雌がに及び雄がに	六月一日から九月三十日まで
C海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第三号に掲げる海域をいう。）	雌がに	周年
	雄がに	五月一日から十月三十一日まで
D海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第四号に掲げる海域をいう。）	雌がに	周年
	雄がに	六月十六日から十月十五日まで
E海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第五号に掲げる海域をいう。）	雌がに及び雄がに	四月一日から十二月九日まで